臨時日野市議会（10/14～28）のご報告

北川原公園ごみ搬入路裁判の判決が最高裁で確定し、大坪冬彦市長個人は、日野市に2億5千万円余の損害賠償を支払わなければならないと命じました。しかし日野市はその請求を行わないとして、債権を全額放棄する議案が臨時議会に提出されました。

監査委員による監査を経て、24日には債権放棄審査特別委員会において議案の徹底審議が行われ、28日、日本共産党日野市議団は賛成意見（下記全文紹介）を表明し、議案は全会一致で可決しました。

同日、大坪市長、荻原副市長の給料を減額する（市長：計1633万円、副市長：計150万円）追加議案が提出され、日本共産党日野市議団は態度を賛成とし、賛成多数で可決しました。

また、自由民主党日野市議団から「権利の放棄に伴う議会責任に関する緊急決議」が動議で提出され、全会一致で可決しました。

【議案第91号「権利の放棄について」に対する日本共産党日野市議団意見】

日本共産党日野市議団を代表して、今議案の債権放棄に関し妥当との立場から、以下３点にわたり意見を申し上げます。

第一に、私たちが債権放棄を妥当と判断した理由についてです。

その最大の理由は、何より、確定判決後の市長の姿勢と対応が、原告団はもとより、地元・周辺住民、そしてこの問題の道理ある解決を願っている市民の皆さんの思いに応えるものとなっていることです。

さる１０月９日に市長と原告団が取り交わした合意書は、北川原公園計画が都市計画決定された歴史的経緯、つまりこの地域住民のみなさんとの歴史的約束・合意を踏まえて、同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置などあらゆる方策を検討し、違法性の解消をはかることで合意しています。地域住民の中に、行政不信、住民間の意見対立を招いた一連の強引な対応を反省し、違法性の解消においては、広く市民の参加を募り、文字通り市民参加、住民合意ですすめることで合意しています。確定判決を踏まえ、この地域の歴史的な背景と約束・合意を踏まえ、そして市民の参加と合意・市民自治の力で、違法性の解消、３０年間でのこの地域からの撤退など課題の解決を図るという合意となっています。

市長は、この臨時議会で合意について問われ次のように答えています。「この問題に大きく関わる問題として、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画、住民合意の問題があり４点の合意がある」、「いろんな点を行政として深く反省し、受け止めさせていただいて、合意にもとづいた対応をしっかりやっていく」と述べています。

日本共産党日野市議団ニュース2022年11月号外
連絡先　日本共産党日野市委員会/日野市大字日野34-1
Tel 042-582-0505　fax　042-843-3212 jcphinoshigidan@gmail.com

原告団は、記者会見などでこの合意について問われ次のように答えています。「住民訴訟では、賠償金を請求する手法しかなく、市長の個人責任を問う形になったが、原告団の訴訟目的は、市が住民に約束した都市計画を守って北川原公園を整備することです」、「今回の合意を市と住民が問題を一緒に解決する住民自治の出発点にしてほしい」と述べながら、債権放棄議案への対応に関して「司法判断・確定判決は、原告と市長の合意がつくられていない条件のもとで下されたことも考慮すべきだと考えます」とし、合意が成立したことを考慮に入れた判断を期待する立場も表明されています。

地域の歴史を踏まえ、市民自治の力で違法性の解消をはじめ諸課題の解決を図ることを確認した合意の意義、そしてこの合意に対する市長の姿勢と決意は、地元住民をはじめ多くの市民の願いに応えるものであり、文字通り地方自治の本旨に資するものだと考えます。さらに原告団の思いや見解も踏まえるならば、基本的に、債権放棄は妥当だと考えるものです。

同時に、今回の事案を考えるとき、その債権の全面的放棄は認められるものではないと考えます。何より、市長個人に２億５０００万円もの損害賠償責任を断じた司法の極めて重い判断が下されたという事実を踏まえたとき、その全面的免責が許されないことは明らかです。
それだけにとどまりません。公園内へごみ搬入路を整備するという方針・計画の段階から設計、工事・施工に至るまで、さまざまな方面から繰り返し、懸念や違法の指摘を受けていたにもかかわらず、耳を傾けることなく、押し通し、今日の事態を招いたという市長の責任も極めて重大だと考えます。

方針・計画の段階で東京都から「望ましくない」「無理がある」と指摘・助言を受けても、おかしいと声を上げた市民・原告団から、違法だとの指摘を受けても、そして議会では私どもが、一般質問で繰り返し、また予算・決算、契約議案で修正の動議などを出しながらその違法を指摘しても、意に介さず「法は一つで解釈は幅が広い」「都合よくと言われても構わない。都合よく解釈して適法な運営をやっていく」とまで言って押し通したわけです。

さらに、そういった一連の市の強引な進め方が、地域住民の皆さんの間に深刻な意見対立と分断を招きました。市長は、当時、地元自治会の会合で「今回の広域化の進め方が唐突であった」こと、「地元の方々の理解を得て進めるべきところ、その努力が足りなかった」と表明し、その直後の市議会でも「皆様の合意は得ていないけれども、どうしてもこの段階で決断せざるを得なかった」と答弁しながら、その後、立ち止まることなく搬入路整備まで押し通し、地域の皆さんの間に深刻な対立と分断をつくったわけです。

私どもは、重大な司法判断結果という点においても、違法との指摘を受け止めることなく強行的に押し通したという点においても、その結果、地域住民の皆さんの間に対立と分断を招いたという点においても、市長の責任は極めて重く、退職金相当額など相応の責任の取り方を求めてきました。
こうした指摘に対し、市長は、「自らの責任は重大である」との認識を繰り返し示し、特別委員会の終盤、年収相当額の負担を負うことで責任を取り、果たしたいとの意思が示さ

れました。事実上、２億５０００万円余の債権に関し、一部負担の責任を負うと表明したものと受け止め、この市長の姿勢と対応も合わせて考慮し、今議案を妥当と判断するものです。
　以上が、今回の債権放棄を妥当と判断した主な理由ですが、その判断は、最高裁判決等の法と道理に照らしても、適切だと考えるものです。

　平成２４年に相次いで下された３つの最高裁判決が、住民訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決の有効性・妥当性について一定の見解を示し、現在においても判断の重要な要素とされています。
　最高裁判決に示された視点は、債権の放棄は基本的に議会の裁量権に委ねられるものの、放棄することが地方自治法等の趣旨に照らして合理的、理にかなったものでなければならないというものです。具体的な枠組み・考慮の要素として７点ほど示され、その要素を総合的に考慮して地方自治法の趣旨にかなっているかどうかの判断が必要とされています。

　私どもは、この最高裁が示している各要素、中でも７点目の「事後の状況その他諸般の事情」、今回の事案で言えば、判決確定後の状況、原告団と違法性の解消など諸課題の解決で合意し、市長自身も自らの責任の重さを直視し、具体的な責任の取り方を明らかにした「事後の状況」、つまり現在の到達は、地方自治法の趣旨にかなった賢明な対応・取り組みであると考えるものです。
　また、同判決の裁判官による補足意見などでは、「長の給与や退職金をはるかに凌駕する損害賠償で個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせることになる」ことへの懸念や「住民訴訟は長などの生活を破綻させることを目的とするものではない」という言及、さらに、「多額の損害賠償請求権を行使することが酷に失し、あるいは行政運営を萎縮させ、長の適任者を遠ざけることにもなりかねない」といった指摘もなされています。
　そうした最高裁判決の趣旨や裁判官の道理に立った意見を踏まえても、今回の債権放棄は妥当と考えるものです。

　議案に対する意見にあたって第二に訴えたいのは、われわれ市議会の責任についてです。
　今回の司法判断は、違法な公金の支出、違法なごみ搬入路整備に支出した２億５０００万円余を市長個人に責任があるとしてその賠償請求を求めるものとなっています。それは住民訴訟が市長個人を対象に、しかも北川原公園を計画通り整備することという目的に対し、賠償額を請求する手法を取らざるを得なかったことによるものです。

　しかし、地方自治法の仕組みに照らしても、また地方自治体の予算執行の実態に照らしても、市長とともに市議会にも大きな責任があることは明らかです。予算や議案は、市議会の議決・承認がなければ執行することはできないわけで、違法な公金の支出を許した議会の責任、監視・チェック機能という議会の決定的とも言える重要な役割を果たせなかったわれわれ市議会の責任も重大で、深く反省しなければならないと考えます。
　この点では、９月２８日の本会議での質疑、そして１０月２４日の特別委員会での質疑を通じて、一連の予算や議案に関わった全ての会派と無会派の議員が、市議会の責任に言及していることは重要なことだと考えます。

今後、市議会は責任をどう果たしていくのか、その責任の取り方も含め、一連の問題に対する自らの役割、存在意義を検証・検討する必要がある、検証を踏まえて議会改革に動き出す必要がある、そのために特別委員会を設置してしっかり議論していくことを呼びかけたいと思います。

議案への意見にあたって、第三に、最後に訴えたいのは、今回の極めて重い、重大な判決確定を踏まえ、また判決に基づいた解決策を考えるにあたって、市も、私たち市議会も、そして広くすべて市民のみなさんも、あらためて石田地域をめぐる歴史的事実と経緯について真摯に、理解し、共有することが本当に求められているということです。

この地域には昭和３０年代、旧日野町時代からごみ焼却施設が存在し、現在すでに６０年を超え、３市覚書を踏まえると日野市民のごみのみならず、小金井市、国分寺市民のごみを含めてさらに３０年間となり、トータルで約１００年、存続し続けることになります。

市内の一地域、石田地域に、１００年にわたって焼却施設をお願いし続けることになるということを踏まえるならば、何より市民全体で、３０年後にごみ焼却施設が必要な場合は石田地域以外とすることを共有し、そして抜本的なごみ減量の必要性を市民全体で共有し、取り組むことが求められていると考えます。なお施設の立地は、対岸の地域の皆さんにも影響を与えているものです。

さらに、この地域にお願いしているのはごみ焼却施設だけではありません。４０年ほど前には新たに、下水道の終末処理施設まで受け入れることをお願いしたのです。その際、当時の日野市は、地元・周辺住民への感謝の意を込めて、この地域を環境の良い調和のとれたまちにすること、そのために 9.6 ヘクタールの市内最大規模の総合公園を整備することを約束し、北川原公園を都市計画で決定したのです。そうした背景があって市が約束したのが、9.6 ヘクタールに及ぶ北川原公園であることを、市も市議会も、広く市民も、理解し共有することは、ごみ搬入路の違法性の解消を考える上で、また合意に基づく取り組みを理解する上で、本当に求められていると考えます。

いわゆる迷惑施設をこの地域に集中させて、長年にわたってお願いしてきた歴史的事実、事情を十分理解し、また踏まえ、公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の検討、３０年間でのこの地域からの撤退、抜本的なごみ減量などを確認した合意書の実行・履行は、市のみならず市議会にも求められていると考えます。合意書に基づく取り組みを、市と市民と議会が力を合わせてすすめていくことを呼びかけたいと思います。

そのことを訴えて、今議案に対する賛成の意見とします。　　以上。

【議会報告会のご案内 】11 月9日（水） 午前 10 時～12 時

場所　生活保健センター集会室

お話しする人　清水とし子都議会議員　日本共産党日野市議団

zoom でもぜひご参加ください　ミーティング ID: 851 6472 8250

パスコード: 816925